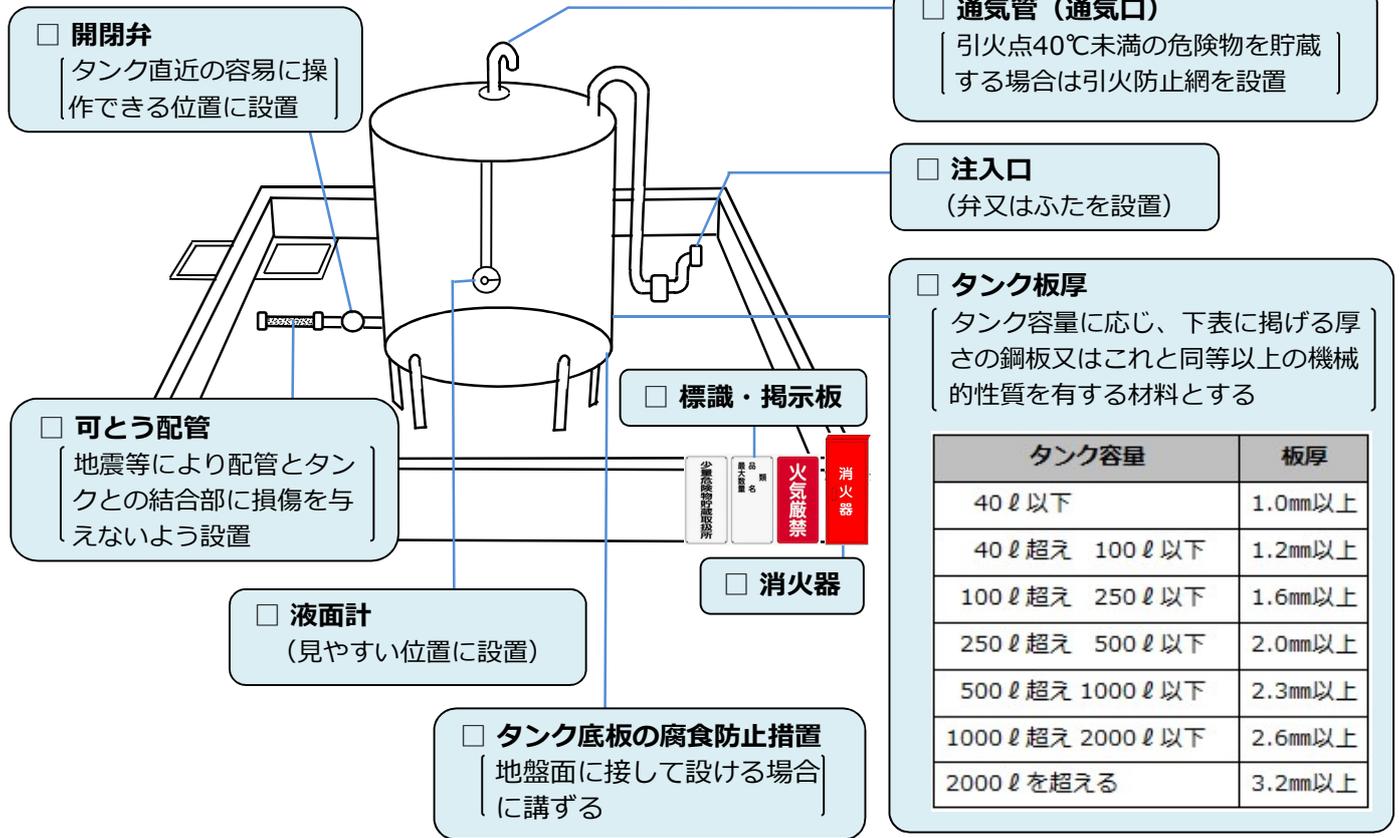


# 少量危険物を（屋外タンク）貯蔵する場合の例

## 少量危険物の規制について（指定数量の5分の1以上指定数量未満）

指定数量の倍数が0.2以上1未満（指定数量の5分の1以上指定数量未満）の危険物を貯蔵・取扱いする場合は、富津市火災予防条例(第30・31条関係)で定める技術上の基準によることとされています。

### (3) 屋外貯蔵タンクの場合（例）



### 【上から見た図】

